

18歳からの消費生活

考えよう！大人になるとできること、気を付けること
～ 18歳から大人に ～

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。
これにより、それまで未成年者だった18歳と19歳の方も成年となり、
法律上、「大人」として扱われることとなります。

では、18歳になると何ができるようになるのでしょうか。逆に、18歳
になってもできないことは何でしょうか。

18歳になったらできること（これまでもできたこと）

- ◆ 普通自動車運転免許の取得
- ◆ 選挙の投票や選挙運動



18歳になったらできること（2022.4.1からできるようになったこと）

- ◆ 自分の意思（保護者の同意なしで）で契約すること
- ◆ 進路や住む場所を自分の意思で決めること
- ◆ 結婚（女性の結婚年齢は16歳から18歳に
引き上げられ、男女とも18歳になった）
- ◆ 10年有効のパスポートの取得



18歳になってもできないこと（20歳になったらできること）

- ◆ 飲酒・喫煙
- ◆ 競馬・競輪などの公営ギャンブル
- ◆ 国民年金への加入
- ◆ 大型・中型自動車運転免許の取得 など



「大人」になると自分の意思で契約できるようになり、消費者トラブルに
遭うリスクも大きくなります。トラブルに遭わないために、「契約とはどん
なものなのか」について知ることが大切です。

私たちの日々の生活はたくさんの「契約」から成り立っています。次回は、
「契約」に関するお話をさせていただきます。



生活安全情報

長井警察署生活安全課から

昨年中、県内で発生した特殊詐欺被害のうち、約半数が還付金詐欺でした。還付金詐欺は、「介護保険料の還付金があります。」などとだまし、被害者をATMに誘導して、**携帯電話**でお金を振り込ませるための指示をします。

この被害を防止するため、警察と金融機関では、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」ことを目的とした「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を展開しています。電話でお金の話が出たら詐欺を疑い、最寄りの警察署に相談してください。



県消費生活センターの【公式SNS】ができました！



消費者被害防止のための注意喚起情報や、消費者行政施策に関する情報をホームページで発信しています。より幅広い世代に、よりタイムリーに伝えるため、また、より県政を身近に感じてもらうために公式SNSを開設しました。



Twitter



Instagram



Facebook



LINE

友達登録して
ケロ！

ためになる情報が
いっぱいあるケロ！
みんなで見てケロ！



県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”



(Facebook)



(Twitter)

6月・7月の消費生活法律相談

6月 9日(木) 13:30~15:30

7月 7日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072